

第 20 回 協 議 会

(平成 16 年 1 月 28 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 0 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 1 月 2 8 日

開催場所 西伯町役場 2 階 大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 会見町総務課長 米原 俊一
西伯町企画政策課長 森岡 重信 西伯町企画政策課主幹 景山 毅
西伯町健康福祉課長 松原日出雄 会見町福祉保健課長 櫃田 明美
西伯町健康福祉課主幹 谷口 秀人 西伯町町民生活課長 前田 和子
会見町町民生活課長補佐 中前三紀夫 西伯町町民生活課主任 吾郷あき子

(開 会 13時37分)

奥山室長 失礼いたします。委員の皆さん、傍聴者の皆さん、また報道各社の皆さん、本日の第20回合併協議会にお出かけいただきましてありがとうございます。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第20回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席でございます。したがって、現在委員17名のうち16名の方が出席でございます。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長の挨拶であります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今日は、第20回の合併協議会ということで御案内いたしましたところ、お忙しかったと思いますけれども御出席をいただきまして、ありがとうございました。

先般、1月15日に第19回の会議を開催いたしまして、以来今日まで両町3カ所におきまして合併の住民説明会を開催してまいったところでございます。西伯町のふるさと交流センター、プラザ西伯、また会見町では総合福祉センターでそれぞれ開催をさせていただき、今日までの取り組みの状況などについて住民の皆様方へ御説明を申し上げ、またそれぞれに御質問をいただきながら進めてまいったところでございます。総体的に非常に出席が少なかったということで少し残念に思っているわけですが、ここまで進んできた合併の成果というようなものは合併協議会だよりで絶えず御報告を申し上げておりますし、また内容的に非常に専門性が高いということから難しい分野もあるわけでございまして、そういうことをもうちょっとかみ砕いて関心を持っていただけるように努力もしなければいけないというようなことも感じたわけでございます。それにも増してやはり我々委員に寄せられる期待というものが非常に高いのではないかと、ある程度ゆだねているというお考えではないかというように思っております。それだけに責任を余計に痛感して帰ったようなところでございます。

そういうことを御報告を申し上げながら、一つおわびを申し上げたいと思います。先般の19回会議では新町の事務所での執務体制の取り扱いについて御協議いただいたわけですが、結論を得ぬまま、できるだけ速やかに臨時の協議会でも開いてというような

ことも話したわけでございますけれども、日程の関係などからそのような段取りになりませんで申し訳ございませんでしたが、今日は先回の協議会の継続して新町事務所での執務体制の取り扱いについて、これを議題として上げておりますので、ひとつ皆さん方の御見識でいい妥当な結論をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

そのほかにも協定書の案だとかさまざまございますけれども、一応予定しております2月26日の協定に向けまして会議の進行に御協力をいただきますようによろしくをお願いを申し上げたいと思っております。

簡単でございますけれども、以上申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思っております。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が担当となっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 それでは私の方で進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、議事録の署名委員の指名でございますけれども、塚田勝美委員、梅原弘誓委員を指名したいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは早速協議事項に入っていきたいと思っております。

1番、新町の事務所での執務体制の取り扱いについてを議題といたしたいと思っております。事務局の方でございますか。

桐林次長 それでは前回の議案の修正についてちょっと確認させていただきたいと思っておりますけれども、前回もともとの議案では平成15年12月6日開催の協議会資料の中、西伯庁舎本庁舎・会見庁舎本庁舎とするということで御提案いたしておりましたけれども、当日の提案によりまして、まず新町の事務所を今の西伯町役場を南部町法勝寺庁舎と呼称すること、会見町役場を南部町天萬庁舎と呼称することを決めていただいた上で、執務体制について、議会を基本的には法勝寺庁舎に、庁舎につきましてはいずれかに置くという形で再提案させていただいたところでございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

前回そのような本庁舎、分庁舎という呼称をやめようということでそのようにさせていただいておりますので、御確認をしておいていただきたいと思っております。

さて、この新町の事務所での執務体制の決定につきましては、前回の19回会議で相当皆様方のそれぞれの御意見をいただいてまいったところでございます。

実は会長として前回決定していただけなかったということについては大変力量不足で申しわけないと思っておりますけれども、そういう立場の皆様方がそれぞれ御発言になった内容について私の方で速記録というのがございまして、この速記録をつぶさに見させていただきまして、皆様方の発言を大体取りまとめをしてみました。それをまとめておりますので、一応お配りをさせていただきたいというように思います。

そのお配りをしたものの以外にもっと何か新たな観点から、今日ご発言があればご発言をいただくということで進めようというように思っております。この間の議論をまた一からやってみても余り建設的ではないし、時間の無駄にもなりますので、今日は会の運営上、私が速記録を見てある程度取りまとめといたしまししょうか、発言の要旨をまとめたものを皆さんにお配りをして見ていただいて、それで新たな観点からの提案とかご発言があればいただきますけれども、もしなければこういうもののほかに協議会長まとめというものをその後提案をさせていただきたいと思います。この協議会長まとめで御議論をいただいたらというふうに思うわけです。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それではご異議がないようでございますので、町長の執務場所に対する発言というものを一応まとめたものを委員の皆様方や傍聴の皆さんに配ってください。

それでは今お配りしたものが先般の19回会議での議論だったというように思いますので、念のため事務局の方で朗読して確認をしていただきたいと思います。

奥山室長 事務局でございます。では、町長の執務場所に対する発言ということで、先回、第19回合併協議会の発言要旨をまとめさせていただきました。

まず、結論を導くためのスタンスということで、公平な立場で新町全体の町民が納得いく結論をとということでありまして、社会福祉協議会、JA、金融機関など一つの町になった場合の店舗とか事務所の位置はどうするのかといったようなこともありました。新町全体を考えた判断、また感情論ではまとまらない。両町住民にきちんと説明できる結論を大きな意味から出していただく。それから光ファイバー等の設備もあり、業務効率も工夫でカバーできるようなご意見がありました。

配置のバランスも考えてやるというようなことでありまして、その中で天萬庁舎を支持する意見ということで、議場との関係では議会と町長は一庁舎に入る必要性はない。議場は無駄金を使わないために判断をした、これが天萬庁舎の方であります。それから住民の利便性からは上り坂と下り坂では時間が違う。県庁等に近いのは天萬庁舎で、人口密度が

高い地域は西伯町の天津と会見町の天萬ということであります。それからその他といたしましては、住民感情としても難しいことも均衡ある発展を考えてほしいということがございます。

法勝寺庁舎を支持する意見ということでは、議場との関係は議会との移動時間のロスがある。それから議会と一緒によいということで、町長と議会は一緒、同じ庁舎が連携、動きやすく効率的だ、議会と一緒にベターということでありました。それから住民の利便性ということではありますが、移動距離とか人口数、それから距離と人口の比較、一番は町民の利便性、集落からの移動距離からの利便性がよいということであります。関連及びスペースといたしましては、他の公共施設との連携面及び事務スペースからも合理的である。それからその他といたしましては、災害時には広い駐車場が必要である。当面の執務場所としては妥当、両町の地図上の中心は倭あたりということがございます。

それからその場合の天萬庁舎の活用意見といたしまして、町長のいない事務所に基幹の団体や施設をということで、新町建設計画では会見町域の中核組織が不明確であり、配慮があれば納得できる。それから住民が納得する中核機関を天萬庁舎に、新町の会見地区のビジョンが希望だということでありまして、改修利用案といたしましては空きスペースを改修し、中央公民館的になるよう、また広域的な利用ができる。それから天萬庁舎の空きスペースの公民館的な庁舎改造も考えられる。天萬庁舎の配置にも十分に配慮し行うべきであるということであります。特色ある施策の展開ということで、農業委員会を置くなど特徴ある町づくりに。教育、産業に関してメリハリあるまちづくりを。ということがございます。以上です。

坂本会長 私が速記録を見て、それぞれの委員さんがおっしゃったことを大体まとめてみますとこういうことになるのではないかとこのように思って取りまとめをしてみました。それぞれに、いや、そうは言ってもこうだという意見もあったわけですがけれども、その部分は載せておりません。一応結論を導くためのスタンスと、それから天萬庁舎を支持する意見、法勝寺庁舎を支持する意見、それから法勝寺庁舎になったときには天萬庁舎の活用意見ということに、一応4つにまとめさせていただきまして、きょうの会のためにスムーズな進行をしたいということでまとめさせていただきました。

このほかに新たな視点、角度などから御意見があれば伺いますけれども、大体言い尽くされているのではないかと思います。もし大体こんなもんだということなら、ここで会長としての見解といたしまして、まとめ案を出させていただいて、それで議論していただ

いたらなというように思うわけですが、いかがでございましょうか。まだこのほかに何か言っちゃかないけんわというようなことはありますかいな。

ないようでございしますが、一応こういうことを踏まえて会長としての見解というものを
出してみやいということによろしゅうございますでしょうか。

宇田川委員 ちょっと待ってください

坂本会長 はい。

宇田川委員 この法勝寺庁舎をというのの中に議会との移動時間とか議会と一緒にがよい
というのは、初めから法勝寺庁舎に町長の執務がいくということの想定のように私は感じる
わけですけど、初めからそういうことは度外視してということの中身においてこの法勝
寺庁舎の議場を使おうというそういうことがいわばこの中では全く反映されてない、この
文章で見る限り。そういうことを皆さんで合議の上でしたにもかかわらず、それは議会と
一緒にがよいというのは初めからだれが考えてもわかったことであって、論議にならん論を
論にして論議しようというのはいかがなものかと。

坂本会長 これは皆さんがそれぞれにおっしゃったことを、私の特別な感情とかそのも
んを加えて入れたもんじゃございませんから。

宇田川委員 いやいや、それはわかります。

坂本会長 そういう御意見がそれでは一つあったということで御理解いただきたいと思
います。

他にございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 それではないようでございしますので、一応両庁舎をそれぞれの立場から委員
さん方の御意見は尽くされた、このように会長としては判断をさせていただきたいと思
います。

そういう議論を尽くした中で結論を一つにまとめなければいけませんので、会長として
非常に重要な役割なんですけれども、ここは皆様方のさまざま出たご意見を会長の方で取
りまとめをいたしまして会長まとめというものにいたしましたので、ひとつそれを見てい
ただいて、それでそのことについてまた御意見や何かもいただきたいというように思いま
す。

これ印刷するのにちょっと時間がかかりますので、10分間ほど休憩させてやってくだ
さい。よろしくをお願いします。

(休憩 13時51分)

(再開 14時07分)

坂本会長 それでは再開したいと思います。

事務局の方から合併協議会会長のまとめというものをお配りをいたしますので、この協議会長のまとめについてまた皆様方の御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは私の方で説明をさせていただきたいと思っております。

合併協議会長まとめ。平成16年1月28日。

1番、新町の町長執務場所は法勝寺庁舎とする。(イ) 新町発足後の当分の間、新町の町長において週に数度の天萬庁舎での執務を要請する。

2、会見町地域の活性化策を講じるものとする。(イ) 会見町で特徴的に取り組んできた農業、人づくり関連分野の機構を天萬庁舎に配置する。具体的には、産業課、地籍調査室、農業委員会、教育委員会、人権施策課、合併対策室、これで約39名になると思っております。現在45名でございますから、6名の減ということになると思っております。(ロ) 天萬庁舎の議場を改築して中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとする。3、将来的に取り組む統合庁舎の建設位置については、合併協議会での経過、議論を踏まえバランスよく地域の発展が図られるよう考慮して決定すべき旨を協定書に記載することとする。

以上でございます、協定書に記載する文案といたしまして、1、新町において町長の執務場所を初めとする執行体制のいかんにより地域間に不均衡が生じないように常に状況確認を行うとともに執務体制に起因する地域間の不均衡が生じた場合は速やかに解消に努めるものとする。

2、将来予定される統合庁舎の建設位置の決定に当たっては、地方自治法第4条の規定によるほかバランスよく地域の発展が図られるように考慮して決定するものとするというものでございます。

いろいろ御意見もあろうと思っておりますけれども、協議会長といたしましては皆様方の先般のそれぞれの立場からのまじめな御意見を取りまとめまして、このようなまとめとして皆様方にお示しをした次第であります。御質疑や御意見があればいただきたいというように思います。

それから協定書に記載する文案ということでここに1、2と掲げておりますけれども、これは全く私の私案でございますが、もっといい文案があれば記載してもいいのではない

か、変更してしてもいいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから1番でございますけれども、これは議論が分かれるところで恐縮なんですけれども、このようにさせていただきましたが、ただ某委員さんの方から新しい町の町長において執務を天萬庁舎の方で行っていただくというようなことをして新町の一日も早い一体感の醸成をしていく、そういう御意見をいただきましたのでこのように書きましたが、これを協定書で書くということにはならないと思いますので、協議会として新町町長に要請をするという書き方にいたしております。

梅原委員。

梅原委員 今このまとめをいただきましたが、この内容について私たちのグループで内容を熟知したいと思いますので、しばらく休憩お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

坂本会長 グループでということですが、どうでしょうか。一応意見は別にして質問があれば質問をしていただいて共通認識をしておいて、その上でさらに分かれて御相談したいということがあればそれはそれでまた検討しましょうか。

梅原委員 わかりました。

坂本会長 ご質問がもしあれば。

森岡委員。

森岡委員 1点だけお聞かせください。というのがこの間の提示を受けております、財政計画との関連でお尋ねしますが、天萬庁舎の議場を改築して利用するというこの時期的なものが随分とずれておりますね、総合計画の中では。そうするとそれをその時期に合わせてというこの表記になってお考えになったのか、あるいはその間をしのぐことができるのかどうか、そこら辺についてちょっとお聞かせをいただいて、こういうふうになさった、これはどうなんでしょう。

坂本会長 それでは私の方からお答えしますが、従来はいずれの庁舎に町長の執務場所を置くのか決まっておらなかったもので、大きな文化ホールの建設というようなことを掲げて財政計画では進めておりました。しかし、先般の19回会議の中でこのような、もしも法勝寺庁舎に決まった場合にはという前提でこのような御意見をいただきましたので、ここに加えさせていただきました。したがって、時期的にいつ行うのかというようなことについてはまだ事務局とも相談をしたりしたものではありません。ただ、法勝寺庁舎になって天萬庁舎の議場があげば、そういう会見町域の活性化策としてこのようなこと

をできるだけ速やかに行ったら、こういう考え方でございます。

森岡委員 ちょっと議長、確認なんですけども、結局今後の課題としてなるわけだけども、これが決まれば速やかに検討したいというお考えと受けとめてよろしいですか。

坂本会長 そういうことになろうと思います。これは委員さんの中からも中枢的な施設というようなお言葉で会見町に何か活性化の施策を展開していただきたいという御意見がございましたので、そういうことや御提案や踏まえて私の方で作成しました。共通認識はしていただけたと思います。

他に御質疑はございませんか。

今、梅原委員さんの方から、こういう会長のまとめというものの提案を受けて若干休憩をとっていただいて相談をさせてほしい、こういうお話がございましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それではしばらく、10分か15分程度で、半ごろにはいかがでしょうか、梅原さん。

梅原委員 いいと思います。

坂本会長 よろしゅうございますか。

それではたびたびで恐縮なんですけれども、2時30分まで休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

（休憩 14時18分）

（再開 14時44分）

坂本会長 時間がとうに参っておりますけど、会見町の委員さん方の合議がなかなかできないようでございまして、3時ごろまで待ってもらえんかということでございますので、申しわけございませんけど、もう15分休憩します。

（休憩 14時45分）

（再開 15時16分）

坂本会長 皆さんにご報告しますが、未だまとまらないという状況の中で3時30分まで待っていただきたいという今申し出がありましたので、案件の重要性にかんがみまして3時30分まで休憩したいと思いますので、よろしくをお願いします。

（休憩 15時17分）

（再開 15時40分）

坂本会長 それでは再開をさせていただきたいと思います。

会長のまとめということについて会見町さんの方からのお申し出で若干時間をいただいて意見調整をしたい、こういうことでございましたので、会見町さんの方からまずこの間のまとめなどについて御見解をお聞かせいただきたいと思いますというように思います。

三鴨委員。

三鴨副会長 なら、えらい長い間お待たせをいたしました。長時間にわたりまして協議しました。

基本的には、この坂本会長さんの出された案には、理解をするということでございます。

ただ、内容につきましては、なお詰めたい部分が幾らかございまして、いましばらく時間をいただきたいと思いますということで御了解いただきたいと思います。少なくとも今月末までにはまとめて、また皆さん方に相談をさせていただくということにお願いします。よろしくお願いします。

坂本会長 ただいま三鴨副会長さんの方から、基本的には理解をする、しかしなお若干詰めたいところがある。内容ですか、ということでございます。

委員の皆様方にお諮りしたいと思います。いかがでございましょうか。

塚田委員。

塚田委員 期限も切っておりまして、それでいいんじゃないでしょうか。

一つお聞きしたいのは、会見町の皆さん方で協議されたということですが、統一見解ということですね。わかりました。

坂本会長 他にございませんか。

いかがでございましょうか。基本的には理解をするということがありますので、この件については極めて重要な案件だというようなことにかんがみまして、もうしばらくこの会見町さん側の意見調整を待つて決定してもいいのではないかと、このように思いますが、どうでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 大変長時間、時間かけてしまって申しわけございませんでしたが、第1号議案につきましてはそのような扱いにしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第2号、合併協定書についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは御説明いたします。合併協定書につきましては、前回の協議会におきまして事務局原案という形で提案をさせていただいたところでございます。

この合併協定書の審議につきましては、前回の提案、それから今回と次回で概ねの御意見をいただいて、最終的に第22回の協議会において提案を終えたいという考えで進めさせていただくということを提案させていただいております。

前回、素案という形で事務局原案を提案いたしましたところ、何点かご意見をちょうだいしております。

一つが総合計画審議会の時期についての具体的な中身をどうするかという点、それから町独自医療助成の関係で表現を少し直してはどうかということ、それから小学校の校区について見直しという表現があるけどもどういう考え方かということ、それからスクールバスについての位置づけはコミュニティバスの関連でどのように考えているかという点、地方審議会に関する女性委員の数の提案、それから地区公民館協議会委員という名称が間違っているのではないかという提案、西伯病院について方針を合併協定書の中にも入れた方がいいのではないかという点、あと住民参画的手法という言葉が出てるけども、具体的にはどうなのかという点、そういうようなことについてご質疑なりご意見を頂戴しております。

前は時間の関係で十分ご覧いただいてないと思いますので、今回は引き続きまして質疑でありますとかご意見等をいただきまして、その結果を次回取りまとめて再度修正案的な形で提案させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 ただいま合併協定書の案について、前回までに様々なご意見をいただいたことについて事務局の方から概要を説明いたしました。

このほかにも皆様方の方から何かあれば御発言をいただきまして、協定書の方に反映をさせていきたい、このように思いますので、よろしく願います。

会長から提案でございますけれども、住民の皆様方への説明会をして回ったわけですが、住民の方からこのようなご発言がございました。中山間地域を守るということを両町長はたびたび言うけれども、合併の理念というようなものがなかなか見えてこないという御指摘がございました。まさに2町合併を選択したということがそのまま私たちの地域を守っていくということだというような回答もさせていただいたわけですが、やはり私どもがこのように苦勞して両町合併を進めている、そういう合併の思いというものを協定書の裏表紙にでも高らかにうたい上げておくべきではないか、こういう気がいたしまして、皆さん方の御意見を伺いたいと思うところでございますが、いかがでございます

ようか。(「いいですね」と呼ぶ者あり)よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと両町の合併の理念というようなものを、後世に残るような名文章をひとつ考えていただきたい。事務局の方で草案してください。それをよろしくお願いしたいと思います。

他にございませんか。

どうぞ。

福田委員 進行的なことでちょっと考え方を聞いておきたいわけですが、日程的なものにつきましては前回の1月15日のときに事後の日程も示していただいておったわけでございます。したがって、前回は大まかな質問はしたわけでございますが、今後の内容の議論の仕方について、こういうものを総括的にやっていくのか、それからある程度分割しながらやっていくのか、先ほど会長からもありましたように追加案文を今日なら今日出しておいて、そういうものが文言として整理をしていただいて出してくるとか、そういうやり方をやっていくのか、その辺がちょっとまだ定かでないでございませぬので。

私が実は先回提案のときに若干言ってたかわかりませんが、一応協定書そのものが議会の議決に係る非常にデリケートなものかなと思って、休憩中に事務局の方に問いただしてみたわけですが、議決の案件につきましてはこの協定書の第1項に書いてある廃置分合の關係の議決である。したがって、2以降は参考事項としての内容である、こういうことでの考え方もいただきました。したがって、議会議決としては、この内容の細かいことまで議決には直接は關係ない。方向性だけはどうかこうだというものはあると思います。

したがって、私の先回申し上げましたように、今回特にこの議会の關係、特に議会特別委員長という立場もございましたからこういう質問をしたと思いますが、議会が法的に審議會であるとか委員会参画が決められておるものは、これは避けることはできないわけですが、若干条例等で参画をしておる、例えば先ほどありました総合審議會であるとか農政審議會とか、いろんな審議會とか委員会があるわけですが、それを各課ごとでなくして南部町としての基本的な考え方の整理の仕方がどうかという、今でもそういうニュアンスを持っておるところでございませぬ。

それからあとの病院關係につきましては前回のとおりでございませぬが、ただ一つだけ今日補足をさせていただきますと、先ほど、これまた前回の質問ということでございました學校關係の校区の問題、これは今日はさておきます。それに関するスクールバスという表

現が実はございまして、このスクールバスの位置づけと考え方、本来基本的に制度的にというスクールバスというのは、文部省の補助金をもって各自治体が学校運営のために必要として活用してある状況のことを従来指してきたわけですが、今、西伯・会見両町で学校の生徒を勉学の理念上やっておるのは基本的にはスクールバスという表現が行政言葉として妥当かどうかという観点がございますんで、それは今後の議論の対象にしてお互いが納得をするような方向というのがいいじゃないかなという実は気がしております。したがって、16年の渦中においては、途中合併でございますから、子どもの輸送関係については従来どおりの学校輸送ということになると思いますが、17年度において云々の文言がありますので、そうした現在の抜本的なものを将来どうしていくかという問題と先ほどお話がございます新町のコミュニティバス問題あるいは既存の公共輸送の体制ですね、これらの問題を総合的に地域生活、いわゆる国の制度で申し上げますならば、国が補助金を出して地域の交通を守るという制度があるわけですが、地域によっては国が面倒を見ないという路線なり方式もあるわけでございます。

したがって、それについては県が単県補助制度ということで各地域の交通支援をしておるわけですが、こういうことに対しても、今回コミュニティバスは県の支援事業を対象として取り組んでいこうという文言は、このまちづくりの中あるいは財政計画の中にも示されてはきたわけでございますけども、私がまとめとして申し上げたいのは、いずれにしても現在は各町には厚生省、今は厚生労働省ですが、そうした方向の補助金等もらって各町に車を持っておるわけでございます。それは福祉を向上させ活用させるための機関として活用されておるわけですが、今後はやっぱり学校の移送あるいは高齢者福祉の利用、そして一般住民の公共交通機関の利用、そうしたものを総合的に、やっぱりこの西伯町と会見町が新しい南部町の地域生活を守るための公共交通機関体制として、いま少しやっぱり対策について議論と方向性を明確にしておく必要がありはしないかな。

従いまして、この協定書の中に今示されておる内容で十分かどうかという若干心配はしておるところでございますので、事務局の方でも再度検討いただきまして、できれば病院とこのバス問題についてはもう少し文言を加えていただいたらどうか、という思いがいたしておりますんで、質問なり意見になるかわかりませんが、以上申し上げておきたいと思っております。以上です。

坂本会長 ありますか。

桐林次長 今ここでスクールバスというふうに取り上げておりますのは、小学校、中学

校の通学手段ということでございます。その範囲におきまして表現がいささか稚拙ではないかということであれば表現を変えるというのはその通りだと思いますけども、全体の交通のお話になりますと、これは別の項立てをして記載すべきことではないかと考えます。したがって、まちづくり計画の中で書き込むか、あるいはこちらで書き込むか、大変、表裏一体ということにはなろうかと思えます。それは皆様方の当然ご議論いただくべきことかなと。事務局の判断に馴染むものではないという風に考えます。

福田委員 今もう一つ、病院。

桐林次長 病院につきましては、どの程度の内容を書き込むべきかということになるかと思えますけども、まちづくり計画の中にも一応位置づけはしておりますけども、これを重ねて合併協定書で書いていけないということではありませんので、明確にするためにどのような範囲を書き込むべきかということについて御意見いただければ、その趣旨に沿って書き込むことは可能だと思います。

坂本会長 はい。

福田委員 今私が申し上げたのは、事務局側でも述べられましたけども、項立てとして、まちづくり計画なり色々書いてあるんですが、あれよりもちょっとやはり書いた方が、表現をしておいた方がよからうという気持ちで申し上げておりますんで、今おっしゃった項立てを起こして書くのはやぶさかでない、こういうニュアンスで受けとめたが、そのような趣旨で御発言でしょうか。

桐林次長 それはご協議いただいて、やるべきということであれば。

福田委員 問題なければ協議をしていただきたいなという具合に、問題提起として発言をさせておいていただきたいなと思えます。以上です。

坂本会長 ただ今福田委員の方から学校スクールバスの件でございますが、13ページ、16年度は各町の例による、17年以降は新町によって調整するとなっておりますが、これは項を別に改めましてきちんと位置づけをしてやっておいた方がいいのではないか、こういう提案だというように思っております。

皆さん方の御意見をいただきたいと思えます。

森岡委員。

森岡委員 趣旨はなるほど分らないんですけども、まちづくり計画の中でそういった部分については触れてありますよね。改めてその項を上げるとすれば、ほかにも随分そういったことが出てくるんだろうという風に私は感じております。学校の関係で大き

な格好で、(3 8)のいわゆる通学支援の事柄ですから、スクールバスという表現は、スクールバスというのは学校がバスを持って運行をするというのがスクールバスだっていうやにおっしゃったようですけども、このスクールバスが行政用語としてまずいということもおっしゃいましたから、これは通学支援だとかの項目でその協議もされたら、別項を起こすということは私は必要ないんじゃないかなという感じがいたします。

坂本会長 交付税の算定基準の中に通学バスなのか、スクールバスなのか、私は記憶がありますけど、いずれかの表記がしてあったと思いますが。学校のところで書くならその表記に従った方がいいと思います。

森岡委員 なるほどね。わかりました、それは。

福田委員 今までは会長がおっしゃるとおりいろいろあったわけですよ、縦割り行政で。ところが今考えておるのは、もう国の方も縦割りでなくしていろいろな方式を昨年度示したわけですよ。したがって、今後は国が面倒を見ない、民間業者がやらない部分のいわゆる交通の何というですかね、不便地域というか、全くないとか、そういう面の責務というのが自治体に課せられたのが今回の法律改正なんですよ、はっきり言うと。そうするとその地域に住む住民の方は、儲かるような地域はバスが民間が走りますから、不便さはない。ところが今まで町がやっておった、学校の子はこげなバスで運んでさえやらええがなという認識、あるいはこの地域の集落の福祉あるいは高齢者の方が厚生省の補助金等であるバスを利用して何かの活用をしていく、これらを総体的に再検討をしながら地域の交通を発展をさせる。それについては県も支援をしましょう。そこでこれから出てくるのがコミュニティを中心にした、今検討中だと思いますんで、それらを総合的に今度通学も福祉も、すべての日常の生活を一体的、いわゆる一元化ということを国も使いますし、多分県も使うだろうと思います。そういう方向を南部町になったら考えていくという方向性が大切じゃないかなという気持ちで発言をしておりますんで、それ以上細かいところはまたこの場所でやってみても非常に難しいと思いますんで、要は地方自治体が責任を持って交通部分をやらなきゃならんということも今後発生してくるんだよということを強調だけはしておきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 ご意見を踏まえまして会長の方で事務局と検討してみたいと思います。

ほかにございませんか。

事務局。

桐林次長 その他もし後日といいますか、2月10日にはある程度のを提案しなけ

ればいけませんので、今月中にはもし何かほかに文言等でもございましたら事務局の方にお知らせいただきたいと思います。それをまた調整させていただきたいと思いますので。

坂本会長 そうですね。随分日にちも迫っておりますので、他にお気づきの点でもさらであればできるだけ速やかに、事務局へ直接でも結構ですから提案してやっていただきたいと思います。

それと事務局、これも会長からですけど、協定書に記載する文案というのを会長提案で出しておりますけど、これをどこに入れえかということですよ。そこをやっぱり考えてもらいたいですね。これも要請しておきます。お願いします。

皆さん方の方で特になければ、今日のこの協定書については保留のまま終えたいと思いますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと合併協定書、議案第2号については、以上で終わりたいと思います。

議案第3号、社会福祉業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 失礼しました。5ページをごらんいただきたいと思います。議案第3号、社会福祉業務の取り扱いについて。新町における社会福祉協議の取り扱いについては、平成16年1月15日開催の西伯町・会見町合併協議会第19回会議提案事項第2号のとおりとするものでございます。

前回、1月15日開催におきましては、提案の後、質問等がございまして、民生児童委員の推薦とか任期の扱い、それからあいのわ銀行について説明をとということでありました。今回説明するように準備をいたしております。

それから社会福祉協議会の運営委託の状況とございますが、現状というところが質問に出まして、それについてはそれぞれお答えをしたところでございます。

あいのわ銀行につきましては、担当課長から御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

坂本会長 それでは宿題でありますから、松原課長の方で説明してください。

松原課長 わかりました。担当課長でございます。まず資料を見ていただきたいと思います。15ページの次に第20回会議参考資料とありますので、おはぐりいただきたいと

存じます。

まず1ページ目に西伯町あいのわ銀行設置条例の全文を上げておりますので、裏表ご参照いただきたいと思います。

その次に3ページといたしまして、あいのわ銀行利用フロー図、非常にわかりやすく提示しておりますので、見ていただきたいと思います。

それでこれについていまいち説明を加えさせていただきたいと思います。まず、町の位置づけであるとか目的、仕組み等につきまして説明させていただきます。まず町の位置づけでございますが、西伯町の大切な福祉事業の一つでございます、住民参加の町づくり、次世代に引き継ぐシステムでございます、住民のボランティア活動を預金しまして、世間に見える形にしたものでございます。平成8年に設置条例、基金条例を制定いたしまして、行政が主体的にボランティア活動に責任持つことをアピールいたしました。

次、目的でございますが、住民の自助・互助・互恵の精神を広め、住民相互の助け合いと信頼の共生の社会づくり、そして住民が幸せで安心して暮らせる町づくりを目的といたしております。

仕組みでございますが、福祉サービスを元気なときにボランティアをした時間を点数にしまして、あいのわ銀行へ預託を積立しておく制度でございます。福祉サービスでは、自分自身が必要となったときにためた点数だけ福祉ボランティアを受けることができるものでございます。

町民の中学生以上には100点の基礎点数が付与されています。

それから記録活動でございますが、これは記録のみに留めるものでございまして、福祉サービス以外の子育て、教育、環境等の活動で自分自身がサービスを受けることを期待しない記録活動として記録の登録するものでございます。

それから前回御質問がありました、合併した会見町等はどうなるかということでございますが、それまでの時間の把握、管理、そういった受け手の下地が出来ていないなどから、なかなか難しいではないかと思いますが、設置条例の5条によります中学生以上、会見町のすべての方に基礎点数100点を付与することで新町のあいのわ銀行をスタートいたしたいと存じます。

これにつきましてなおかつ不足なことがあり、支障がある場合については、あいのわ銀行の運営委員会で検討していただきたいと思います。以上、説明終わらせていただきます。

坂本会長 ありがとうございます。

この銀行の件についてご質疑やご意見ございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。

他にございませんでしょうか。

佐伯委員。

佐伯委員 このあいのわ銀行の設置条例、先ほど説明をいただいたわけですが、会見町の方には現在ないわけです。しかしながら、これに変わったということじゃなくて社会福祉協議会の方でもボランティアの関係の方々、あるいは職員の方々、あるいは役場の福祉保健課の方々、そういう方々のどういいますか、ボランティアといいますか、愛の手を差し伸べていただきながら会見町の方では現在行っているところです。これを西伯町の例によって、これは社会福祉協議会が事務担当をされるわけですね。そういうことで若干その辺で危惧されるといいますか、ちょっと戸惑って会見町の側の方から見られる節があるんじゃないかなという懸念が若干あります。

といいますが今まではそれほど積み立てなくてもいわゆるボランティアの方にお世話になったり、あるいは職員の方にお世話になったりしてやってきたわけですが、今後は積み立てておかないとなかなか受けられんじゃないかという、今は100点はもらっておるわけですが、空いたときにどんどん出よ出よということで積み立てるわけですが、なかなかそういう面で積み立ててなかったら、受ける方が躊躇するというような嫌いはないものかどうかということをちょっとお聞きしたかったんですが。

坂本会長 谷口君。

谷口主幹 西伯町でも、あいのわ銀行の当初は、ちょうど中学生以上すべからく100点ということでスタートいたしております。会見町の方でも新しくスタートということで、須く町民の方には100点というようなことからスタートをさせていただきたいなという風に思っております。

ご質問の積み立てておらなければボランティアがお願いできんだないか、というようなご心配の向きはわからなくはありませんが、お互いが助け合う、住民が等しく隣近所の自分のできることを助け合って暮らしていくということが最終的なあいのわ銀行の趣旨であると思っておりますので、従来の100点という持ち点、それからどうしても福祉サービスというものを使いたい。しかし使いにくいということが、そういった場合があることもございます。あいのわの運営委員会というものがございます。そのケースに応じてそれ

それ運営委員の皆さんでご協議をしていただきながら、判断をするということになるとう
いうふうに思っております。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 理論的に理想的に色々述べていただいたわけで、なるほどそれは間違ってい
ることではございませんし、理解は十分にするわけですが、若干、例えば今現在社会
福祉協議会の方で、会見町のことしかちょっと理解しておりませんのでわかりませんけど
も、例えば移送サービスなり、あるいはタクシー的なことですね、移送サービスなり、あ
るいは老人福祉の関係とか、いろんな面で取り組んでいただいておりますけども、こ
のあいのわ銀行との何というですか、分かれ目というんですか、そういうものについては
歴然としない面があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そのあたりはど
んなものでしょうかね。福祉協議会の方での取り組みと、ここのあいのわの取り組みで同
じところでいわゆる受けられるわけですが、そのあたりでどんなふうに分けられて判
断されて点数はこっちももらええとかこっちのからとできるものでしょうかね。

坂本会長 谷口君。

谷口主幹 現在外出支援というものにつきましては、国の補助事業で対応しているもの
もございます。会見町の方でもそうですし、西伯町の方でもそうでございます。社会福祉
協議会がそれは窓口になりまして、町から社会福祉協議会に委託いたしまして、国の制度
でいいます介護予防事業でございますけども、外出支援サービスをしております。

いわゆるあいのわ銀行は、あくまでも住民の方ができる範囲のことをお互い助け合いを
しながら、自分はこんなことができるという登録をして、そしてこんなことをしてほしい
というような方はそれを登録をして、そこでのお互いのできる範囲のやりとりでございま
す。したがって、あいのわ銀行というサービスと補助事業というサービスにつきまし
ては一定の区分けをする必要があるというふうに思っております。(発言する者あり)

坂本会長 松原課長。

松原課長 新町に変わりましたからの激変ということについての問題と申しますが、ス
ムーズにいくだろうかということの.....(発言する者あり)ボランティアの登録がしてな
いために、あいのわに登録がしてないためにサービスが突然受けられなくなるではないか
という懸念に対してのご質問でなかったかと理解します。これにつきまして何分に新しく
なるわけございまして、そうした面の非常にサービスの低下を招かないように十分に配
慮する必要があると存じます。従いまして、これをどうするのかと具体的なことを今こ

で申し上げることはできませんけども、そうした質問について、やはりもちろん住民の福祉のサービス向上のためにどういったらいいか検討して調整を図りたいという気持ちでありますので、よろしくお願いします。

坂本会長 会長がちょっと補足しますけど、会見町で現にボランティア活動なさっておられてやっておられる方は、早速登録をして今までどおり続けていただければいいのではないかと思います。それから趣旨に賛同なされない方は、登録をなさらないで今までどおりやっぱりボランティア活動をなさったらいいのではないかとこのように思ってます。

他にございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 特にないようでございますが、この社会福祉業務の取り扱いについては決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。それでは社会福祉業務の取り扱いについては、原案のとおり決定することにいたしました。

議案第4号、国民健康保険業務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

奥山室長 議案の6ページをごらんいただきたいと思います。議案第4号、国民健康保険業務の取り扱いについて。新町における国民健康保険業務の取り扱いについては、平成16年1月15日開催の西伯町・会見町合併協議会第19回会議提案事項第3号のとおりでございます。

前回の提案におきまして質問がありまして、税率等についての考え方、統一の考え方、また割合の出し方というようなことでご質問がありました。

本日協議事項の参考資料の追加分ということで国民健康保険税賦課方式の現況ということで表をつけておりますので、これをご参照いただければというふうに思います。机の上にお配りしていますが、ご参照いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

坂本会長 前回審議のときにご質問があったことについて、賦課方式の現況ということで、参考資料が追加という形で配っております。こういうことを参考にさせていただきたいということでございます。

こういうことも踏まえてご質疑はございませんでしょうか。

税率は一応17年度から統一をするということでございますので、応能・応益を50%ぐらいずつにこれで徴収する。その結果において資産割などがふえたり所得割がふえたりすることはありますけれども、基本的には50、50で、こういうことでございますね。

ご確認いただいたと思いますが、いかがでございますでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと議案第4号、国民健康保険業務の取り扱いについては、原案のとおり決定いたします。

議案第5号、交通安全業務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 議案第5号につきましては、前回提案いたしました際に交通安全対策会議は国や県からの流れをくんで設置されているものと思うけども、県の方針はどのようになっているのか、あるいは現場である小学校、保育園などの交通指導委員会までの取り組みはできないのかというご質問がございました。職員の委員の内訳としては、消防関係、車両関係、そして総務課長、建設課長、助役を見込んでいる。県の組織につきましては、内容といえますか、枠組みは基本的に町の内訳と一緒にある。また、審議の内容によっては特別審議員を置くことができるようになっていくという旨お答えさせていただいたところでございます。以上でございます。

坂本会長 そういうやりとりがあったということをお聞きいただきまして、交通安全業務の取り扱いについてご意見やご質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 特にないようでございますが、原案のとおり決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議案第6号、広報広聴業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 議案第6号、広報広聴業務の取り扱いでございますけども、前回提案いたしました際には、質疑事項としては特にございませんでしたけども、現在の両町の町誌の作成につきましては事務的な流れを考えるといずれにしても新町発足してからつくらなければいけないなということを改めてご確認いただいたところでございました。以上でございます。

坂本会長 この件についてご質疑やご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますが、原案のとおり決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、議案第6号は、原案のとおり決しました。

議案第7号、特別職の報酬の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 議案第7号の特別職の報酬の取り扱いについてでございますけども、質問いただきました1点が、中央公民館長の部分に合併後同等の職務を行うものとの記述があるがどうということかということでございましたけども、中央公民館という組織といいますか、施設は置かないという方針でございまして、ただその役割自体が一切なくなるわけではない。施設がありまして、生涯学習センターの長のような同等の職を行う者が引き続き置かれる予定だということで、そういう趣旨であるというお答えをいたしました。

また、隣保館につきましては、西伯町の場合には館長のほかに臨時職員を配置しているんじゃないかということでございまして、実態を調べて今回報告をさせていただくということでございましたんで、その点につきましては報告させていただきたいと思います。

坂本会長 前田課長。

前田課長 西伯町におきましては、非常勤の館長をお願いしておりまして、週2回程度、2時間程度で報酬を支払っております。特に条例には規定しておりません。以上でございます。(発言する者あり)いや、臨時職員ではなく非常勤の館長ということでございます。(発言する者あり)臨時職員を1名配置しております。

坂本会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

岡田委員。

岡田委員 16ページの中ほどに地区公民館主事の報酬が書いてございますが、これが13万5,200円で年俸のように書いてございますが、これは月の間違いじゃないかと思うんですが、年でしょうか。もし年だとすれば、ちょっと勤務の実態についてお聞きしたいと思うんですが。週何時間ぐらいの勤務になるのか、その辺をちょっと御説明願いたいと思います。

坂本会長 前田課長、分かるか。前田課長だないな。教育委員会だな。ごめんごめん。隣保館だな。ごめんなさい。

奥山君、分かるか。

奥山室長 これはたしか年ではないかと思えます。

岡田委員 年。間違いなくね。(発言する者あり)

坂本会長 景山君。

景山主幹 企画政策課の景山といいます。以前に教育委員会にいましたもんで、分かるところを発表させていただきます。これは年額でございます。年額で、西伯町の場合は各地区に地区公民館というのを持っております。非常勤で各それぞれの運動会ですとかいろんな事業を行っております。その地区に公民館主事というものを設置しておりまして、その方にお支払いをしているものでございます。

岡田委員 そうすると大した勤務時間数じゃないですね。

景山主幹 きちんとした何時から何時までというのありませんが、ほとんど夜とか日曜日。

岡田委員 勤務時間の規定はない。

景山主幹 はい。

坂本会長 よろしゅうございますか。

岡田委員 はい。

坂本会長 他に御質問ございませんか。

ないようでございますが……。ありますか。

宇田川委員。

宇田川委員 この東長田財産区の会の委員というのは、今ここで質問してもええんですか。今の館長が出ちよられえですか、特別職の報酬に。14ページ。

坂本会長 ええですよ。特別職。

宇田川委員 16ページだけん、14ページもええですか。

坂本会長 14ページいいです。

宇田川委員 いや、この東長田財産区の管理の委員のこの報酬についてちょっと御説明
お願いします、何で払わないといけないのか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 この東長田財産区につきましては、いわゆる地方自治法上の特別地方公共団
体の取り扱いを受けておるものでございまして、これ従前はこの東長田地区の学校等の資
金を賄うために金華山の林野等、林地等を引き続きこの地区の財産として植林に関してこ
の収益をもって充てるというような流れがあったようでございます。当然原則論といたし
ましては、その収益をもちまして会の運営費とするということが大原則でございますけど
も、御存じのとおりいわゆる林業関係の落ち込みということで収益が上がらなくなって
きた実情がございまして、とはいえかなりの広い財産をいかにして守っていくかというこ
とが課題になっておりまして、その財産を守るために収益は今上がってないんだけども引
き続き造林等は行っておる。その管理を行うための措置も必要であるということで西伯町
の方の判断としてこのような費用を支弁しているという状況があるということでございま
す。

坂本会長 よろしゅうございますか。

吉次委員。

吉次委員 これは地方自治法の294条をもう一遍よく読んでみてください。そういう
負担の方法はありません。

桐林次長 いや、ございます。

吉次委員 財産区の負担は財産区の負担と書いたことが書いてああ。

桐林次長 原則はそうでございますけども、現実が現実でございますので、自治体の財
政制度上もそういう方法が認められております。

坂本会長 加藤委員。

加藤委員 今財産区の件でございますけれども、先ほどもありましたように確かにその
財産を処分したりして収入を得てそれでやる、管理運営していくというのが建前ではある
というふうに思いますけれども、町の決算統計でいきましても、これは繰出金で処理をす
る、統計上ではそういう処理をしております。これは法的にもきちんと認められた処理だ

と。したがいまして繰出金によって出したものを、いわゆる賃金、人件費や物件費に充てているということでもありますので、ひとつその辺は御理解をいただきたいな、このように思います。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 例えばその財産を処分をされんたろうとは思うけども、処分されたときには出費はそういう形でされるけども、財産の処分のときには、この西伯町とした場合、西伯町には1円も入ってこずに一方的な財産区の出費だけで終わるということですか。

坂本会長 ちょっと休憩をしたいと思います。休憩いたします。

(休憩 16時31分)

(再開 16時36分)

坂本会長 再開いたします。

東長田財産区管理会の委員に支払っている報酬についてお答えをいただきたいとします。きちんともう一度。

桐林次長 そうしますと、東長田財産区管理会につきましては、地方自治法296条の2の規定によりまして設置された会でございます。この法律の趣旨に基づきましてその委員は非常勤とされておりまして、非常勤の特別職となる、そういう形の位置づけでございますので、こういう職が置いてあるということでございます。したがいまして、この額のいかにつきましてはちょっと議論の対象ということではございましょうけども、組織自体はそういう形のものであるというふうに御理解いただきたいとします。

坂本会長 よろしゅうございますでしょうか。

他にございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。議案第7号、特別職の報酬の取り扱いについては、原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。それでは、議案第7号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議案第8号、手数料の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 議案第8号、手数料(手数料条例以外に規定されたもの)の取り扱いでございますけども、これにつきましては概要を説明いたしまして、特に質問等はございませんでした。以上でございます。

坂本会長 皆様方の方でご質疑やご意見があればお願いいたします。

〔質疑なし〕

坂本会長 特になしという声がありましたが、原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと議案第8号、手数料の取り扱いについては、原案のとおり決することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号、財産の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 それじゃあ議案第9号でございます。財産の取り扱いについてでございます。前回提案いたしましたものは、いわゆる正の財産、プラスの財産の内容でございました。表にありますものが、口頭で15年度末の基金等の推計をあわせて報告させていただいたところでございます。質問といたしまして、住宅資金事業債償還基金が会見町の方にあるんだけど、西伯町には記載がない。その詳細について次回報告をということでございました。これについて再度調査いたしましたところ、この基金自体は西伯町にもあるということでございます。ただし、現在残高がゼロ、いわゆる財布はあるけども中身がないという状況になっておるようでございます。その制度の流れといたしまして、一時的にはお金をためておいてまた基金として戻していくということで、現在の状態はちょうどそれが預かり金もなければ借金もないという状態になっているということで、ゼロという状態になっているということでございました。以上でございます。

坂本会長 ご理解いただいたと思いますが、ご質疑やご意見はございませんでしょうか。

福田委員。

福田委員 実はこの質問を前回、私させていただきましたが、結局住宅貸付金制度というのはもう現在は恐らく会見町さんもやってないだろうと。したがって、以前に貸し付けしたときの総貸付金、これはもう両方の町であるわけですし、その分がここに書いてあります9,300万、9,500万、これが貸付金現在残高という言い方はされたわけでご

ざいます。ところが、これが償還が十分まならないというのが各自治体の実態でございます。これについて一般会計から補てんをして制度上の償還はやっておるわけでございますから、そうするといわゆる借りた人は今返せないけども、将来そのものを返してくるような実態になったときには、既に町が立替払い、実は償還が済んでいくわけですよ。そのもんが入るようになってくれば当然ここに基金に入って、そのものが一般会計に取り戻しになっていく制度になるのか。これは住宅貸付金制度というものが非常に最近困っておるといふ実態はいずれも一緒だと思いますんで、そこら辺で一方では、どういう格好でこれ、恐らく会見町さんの場合は全部100%どんどん金を返してもらって、いわゆる剰余金が出てくる、積んでおるといふ実態なのかどうか、その辺が疑問があったもんですからちょっと聞いてみたわけでございます。西伯町の場合は、当然入らない、いわゆる返してもらわなきゃならない累積数字というようなもんは非常に上がっておるわけです。その数字を一般会計から補てんをして国には納めておる、こういう内容が若干違うので、その辺のことはどうかという質問を実はさせてもらったわけでございます。ですから本来いうと、一般会計は立てかえていく。これは金はないけど累積では基金に匹敵する金額になるんですよ、一般会計、町としては本来ならば。

そういう整理をきちっとしておかんと、ここで言うべきことじゃないかしらんですけど、代がかわり人がかわって、なお建てられたうちから償還金が入ってこないという非常に難しい問題も将来的にはまだまだあるということは、お互い認識をすべきじゃないかなと。そうすると今度は逆に言うと財産保全というかな、行政側のですね、そのことも制度上どうなっていくんかいなという、ここでどこまで掘り下げた議論するかは別といたしまして、会見町さんの場合、えらい失礼でございますけど、そういう入らない部分の償還というのは年度償還で処理をされておるのか、1点だけ聞かせといてください、今日ここまでは。

坂本会長 米原課長、わかりますか。

福田委員 わからんですか。いや、わからにゃそんなに深く求めません。

坂本会長 事務局。

奥山室長 事務局ですけども、会見町の場合は、経理を繰り上げ充用というやな形で処理しておられるように私は聞いているところでございまして、西伯町とはやり方が若干違うんじゃないか。

坂本会長 繰り上げ充用ということですけど、よろしいですか。

福田委員 いいです。それはようわかっておりまして、何でかなと思ったもので、制度上はええ具合になっちょう言うことですな。

坂本会長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 基本的に積立金も起債も一切新しい町に引き継ぐ方針でございます。

ご質疑ないようでございます。議案第9号、財産の取り扱いについては、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと議案第9号につきましては、原案のとおり可決することにいたしました。

以上で本日予定をしておりました協議事項については終了いたしました。

日程に従いまして、5番、提案事項、(1)総務企画部会、行政区の取り扱いについてを協議いただきたいと思います。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 そうしますと12ページの提案事項第1号、行政区の取り扱いについてでございます。新町における行政区の取り扱いについては、各町の例によるというものでございます。

ここで申しております行政区といいますのは、いわゆる地方自治法レベルで書いてあるようなものではありませんで、町の実情に合わせた行政の区分の取り扱いという趣旨でございます。各町の例によるといたしましたその具体的な内容につきましては、資料の提案事項別紙でお届けしておりましたけども、一部ちょっと誤りがございまして、委員の皆様には本日追加で配付したもので見ていただきたいと思います。傍聴の方の資料につきましては差しかえを既にしておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

それぞれの現状につきまして各町の担当より御説明申し上げたいと思います。

景山主幹 西伯町企画政策課景山です。よろしく。西伯町部分の方を説明をさせていただきます。

まず、左の方に集落名を書いております。これが基本的には区長さんがおられるということで、これを一つの集落として行政の方は考えております。ここに網かけがしてあるところがございますけども、これは施設等ございまして、これは集落という考えではありません

せんので、ただここに便宜的に書かせていただいとるということでご理解をお願いしたいというように思います。

そうしますとずっといきますと、次には世帯数を記載をしております。済みません。集落数、全部で71集落を抱えています。世帯数、それからその集落に係ります班の数。次に右の方に行ってくださいますと、行政連絡、区長文書でありますとかそういうものですが、この文書配布というところありますけども、文書につきましてはさっき言いました集落にまとめてお持ちをするという形をとっております。

続いて、区長協議会ですけども、大きい町内一本の区長協議会というのがあるわけですけども、その中に支部が6つございます。ここに東西町支部、天津支部、大国支部以下ありますけども、6つの支部で区長協議会というものを構成しております。

次に、小さな集落ですけども、集落説明会、あるいは小地域の部落懇談会をする場合にどういう単位で行うかといいますと、先ほど言いました集落ごとに現在は行っております。それから地区説明会という形で開催するときには、ちょっと大きくいたしまして、ここにありますように東西町地区、天津地区というような形で地区の説明会をしております。これが全部で6つの地区に分かれております。

それから公課の賦課ですけども、下水道あるいは納税組合の関係になりますが、上下水道につきましては、ここに1(6)というふうに一番上の方に書いてありますけども、1というのは持っていくところが1カ所ですよということです。持っていくところというのは集落に1カ所に6つに分けて、これがその集落によっては班の数でありましたり納税組合であったりしますんで、それはちょっと一概には言えませんが、東西町1区ですと6つに分けて1カ所に持っていく、区長さんのところに持っていくという形とらせていただいております。

それから納税組合ですけども、いろんな括弧や丸や何にもないのがありますけども、丸印が納税組合の数でございます。括弧が、その班といいますか、部類分けをしたもの、個別に分けて6つ、ですから東西町というところは納税組合はこの4つで一つです。一つを、ただその中に班がありまして、班に納付書は持っていく。ただ、その班の中にまだ6つに小分けをして持っていきますよという風に理解をしていただきたいというふうに思います。

それから次の集落公民館、これは集落に公民館があるかないかというものを単純に記載をしたものでございます。丸印は集落の公民館がある、二重丸につきましては町有のもので、集会所等が含まれております。それから地域公民館等ということにしております

けども、1集落ではなくて2集落で共同で持っておられるようなものをこちらの方に記載をしております。

それからその次に地区公民館協議会というのを記入しておりますけども、西伯町の場合はあらかじめのものをこの地区という単位で行っております。ということで東西町地区、天津地区、法勝寺地区とありますけども、全部で6つの地区でそれぞれ協議会を持ちながら、ここにあります運動会でありますとか文化祭、スポーツ大会、収穫祭、各種イベント等を地区ごとで行ってるということでございます。

その隣に書いてありますのが拠点施設ということで、その地区がどこで活動しているかということで、ここに東西町コミュニティーセンター、ふるさと交流センター等々を記載をさせていただいております。

それからここに書いてます選挙区、消防団につきましては、こういうここに記載をしております区域で分けをしてるというふうにごらんいただけたらというふうに思います。以上です。

坂本会長 米原課長。

米原課長 そうしますとはぐっていただきまして、1ページの方の会見町の状況を御説明させていただきたいと思います。

基本的には同じなんですけど、会見町は22集落ございます。しかし区長さんの文書配布について若干異なっておりますので、そこら辺についての説明させていただきますが、会見町は大体世帯が80戸以上あれば区長さんに一括に持っていきますけども、組ごとに枚数を入れて区長さんのところに持っていきます。それが天萬区と宮前二区と円山区が区長さんの配布については組ごとに種類別にしながら区長さんのところへ一括持っていきますということでございます。

それから区長協議会というのは会見町はございませんで、区長会一本でございませんで、全域ということでございます。

それから集落の説明会につきましては、天萬区以外は一つの集落で1カ所ということでございますが、天萬区につきましては200以上ありますので、天萬公民館というのを、公民館出てきますけども、1カ所でやるものもございませんで、その中で一番、二番では独自に集会所を持っております。それから五番、六番につきましても独自で組の集会所を持っております。大体集会所を持っている組については、その3カ所についてはその単位で説明したり、それから集会所がない区域につきましては合同でやったり組単位でやった

りとか、物によって全部でやったりとかという変則的な集会になっております。ほとんど全体でやるものというのがちょっと少ないかなと。そうしますと組単位あるいは集会所単位でやっているというのが現実でございますし、あとの集落につきましては説明会等は区の1カ所でやっております。

それから地区説明会というのが、先ほどもありましたように、うちは地区はございませんので、大体一本でやっております。

それから上下水道につきましては、先ほど西伯もありましたように区長さんに1カ所に持っていきますけども、それぞれの組ごとに種類別をして区長さんをお願いしてるところでございます。

それから納税組合につきましては若干、天萬区と、下から5つ目ぐらいですか、朝金区がそれぞれの組の中に納税組合がありまして、そこに直送をしております。ただ、その中でほかの集落はどうかといいますと、丸をしております数は、これは納税組合の組合長さんがおられますが、それ2カ所以外の集落につきましては代表納税組合長さんがおられまして、それは区長さんですよということで、上から2つ目の三崎では、区長さんに持っていきますけども、実態としては4つの納税組合がありまして、それぞれ組合長さんがおられますという意味でございます。

それから集落公民館も、先ほど申し上げましたけども、天萬区についてはその一、二番組に一つ独自に持っておられますし、五番組、六番組はそれぞれ一つ持っておられますし、全体での公民館もございますということでございます。それから途中、中ほどに金田さんのところにも、金田というのがありますけども、金田地区には全体の金田公民館というものと、畑中集会所というのがまた独自にもう一つございます。そういったちょっと変則な部分もございますけども、大体集落に一つはあって、二重丸につきましては町あるいは県の集会所がありますよという部分でございます。

それからスポーツ大会等は、会見町はすべて全域でやっというところでございます。

それから拠点施設ということで会見町の町営の公民館でありますということでございます。

それから選挙区については、会見町の場合3つの選挙区がございまして、集落の順番によって1、2のあれがありますけども、3つの設置してございます。

それから消防団も3つの分団でございますが、その集落の並びと、行政が並べてる順番と地域のこれがあるってここでこぼこしてはいますが、基本的には1、2、3であります。

早口でわかりにくかったかと思いますが、以上で終わりたいと思います。

坂本会長 ありがとうございます。

行政区の取り扱いについて説明を受けましたが、御質疑はございませんか。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ。選挙区という表示がしてあるが、あれは投票区と違いますか。選挙区は一緒なものなんでしょうか。

米原課長 そうです。失礼しました。

森岡委員 選挙区だけでなく投票区だね。

米原課長 投票区です。

坂本会長 選挙区を、誤りでございまして、投票区に改めていただきたいと思います。

宇田川委員。

宇田川委員 これ西伯は何ぼって言われましたか。71。これ4戸とか5戸とかというのがあるけど、この合併の際にちょっと再編というのは、やっぱり効率的というのが私は悪いと思うし、再編というのは出来んてって言われりゃそうかも、その努力というのはすべきじゃないかというふうに思いますけど。出来んというなら、これは離れ過ぎとってとかいうことがあるかもわからんけども、これは再編をせなきゃ、改革する意味というのもしゃや薄れるような気がするけど、今日はこれまででしまあけどね、やっぱりそういう努力は私はすべきだというふうに思いますけん、ここまででしまいますけど、その辺のところを、推進室だなしに考えてみていただきたいというふうに思います。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 西伯町で5戸とか4戸とかというような、4戸はなかったですけど、5戸の最小の戸数がございませうけども、仮に大きな集落ということ比べますと、それぞれの集落間距離が非常に離れておりますので、それを一まとめにしてというのはちょっと難しいのかないう気はしておりますが、そういった部分も課題というようなことで検討はしてみますけども、そういった物理的な部分がございませうので、なかなか思ったような形にはならないのかなというように気がしております。以上です。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 6とか5ほどを対象にして物を言っておるわけだなしに、全体の考えの中でまとめられる部分があればという意味ですので。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 言いますように、そうしたまとめていくというのは大変難しい問題なので、今後考えてみたいと思います。

坂本会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、この件につきましては以上で終えたいと思います。

次の提案事項に移りたいと思います。2番、総務企画部会の情報化業務の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 そうしますと提案事項第2号、情報化業務の取り扱いについてでございます。

新町における情報化業務の取り扱いについては、別添のとおりとするということでございまして、提案事項別紙の3ページからをご覧くださいと思います。大まかに区分しております、本当はもっと細かいものもあるんですけど、協議会に馴染む範囲ということでこういう項目分けにさせていただいております。

まずCATVでございますけども、これは今の町の段階では両町とも単独での予定はないということでございまして、合併後に地上放送のデジタル化の時期等を勘案しながら実施するという考え方でございます。

それから2番は、これはいわゆる役所の情報通信基盤整備でございまして、イントラネット、光ファイバー網、それからグループウェア、これはいわゆる情報共有化のシステムでございますけども、あとインターネット環境というようなことで項目を分けております。いずれにいたしましてもそれぞれの独自の取り組みが今までございまして、そのような枠組みが構築されておるわけでございます。今情報化のといいますが、次のページで出てくる電算処理業務の一環としてこれ統合する必要があるということで、有効活用ができないかということで今の業者の方の意見をいろいろ聞いてみるところによりますと、それほど大きな投資をせずにシステムの統合ができるであろうという状況でございますので、両町のシステムを合併時にはもう調整してしまいたいという考え方でございます。

めくっていただきまして4ページでございます。それから情報基盤の整備ということで、地域情報化でございます。これはいわゆる地域の住民の方の情報基盤整備ということになりますけども、西伯町につきましては、今既にNTTのADSLサービスが提供されてお

ります。会見町の方につきましては、今希望者がある程度見込めましたらNTTの方で取り組んでいただけるということで募集しておるところでございますけども、もう少し思った数に達していないということでございます。これはこれとして継続していくということになるかと思えますけども、全町的にこういういわゆる光ファイバー網というようなものを整備することにつきましては、CATVを整備することによりましてその光ファイバー網を使えるということで、それとあわせて整備していきたいという考え方でございます。

それから町からの情報発信ということでインターネットのホームページということが有効になるということでございまして、新町におきましてもやはり作っていくということで、これも合併時には新たに提供できるような調整をしていきたいというふうに考えております。

それから5ページ目は、これはいわゆる業務の情報化ということで、役場の中の話ということになるわけでございますけども、やはり合併の主要な事項であろうということで提案させていただいておりますけども、西伯町につきましては基本的にケイズというところに総合的に委託しております。ただし、ちょっと文書中はないんですけども、戸籍の情報システムと地籍の情報システム、その他、一部あるんですけども、それはちょっと別システムでございます。それから会見町につきましては、基本的に情報センターの方に委託しております。既に7月ごろにこの両者主要な委託先の方に新町においてどのような方法が可能かという提案をさせましたところ、ほとんど経費的には有意の差がないというような提案でございました。したがって、将来的なシステムの変更等につきまして有利な方はどちらかというような最終的には判断になりましたけども、会見町の例により統合することが今後有利になってくるだろうという判断のもと、会見町の例により統合することとしております。

ただし、図書館の蔵書データにつきましては、現在西伯町の方には、これは既に教育委員会の方で諮ったところでございますけども、会見町の方にはそういうデータ処理ございませんので、西伯町の方に一元化する。

また、地籍のデータのことにつきましては、現在両町とも全く別々の業者に委託しておるところでございますけども、基本的に税務データと連動するような形でございますので、いずれの方式をとりましても、またどのような第三者の業者になりましても対応可能だということで、会見町側が平成16年末まで現在のデータが続いているということで、その後に調整するという方針でございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

情報化業務の取り扱いについて御質疑はございませんか。

事務局、今現在で何か課題はありますか。何か困っているようなこととか、ここで決めてもらいたいというようなことがありますか。

桐林次長 今のところどちらの事務所にどういう機能が入っても、業務系の調整は場所的にもつくであろうという見通しを情報センターの方には立ててもらっております。ここには余りごちゃごちゃ書いておりませんが、そのほか電話線ですね、電話は庁舎が離れましても同じ内線の扱いができるような形で取り扱いを、これは経費の面でも外からかけてこられた方の利便性の面考えても内線扱いがいいということで、そういう取り組みも一応可能であるということで、今具体的にどういう手法が可能であるかということを取り組んでいただいております、具体的には今々どうこうという話は見通しとしてはございません。

坂本会長 両庁舎内線扱いでできる、そういう体制をとるというようにしておりますので、御理解いただきたいと思います。

特になければ、これで提案事項については終わってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますときょうの予定をしておりましたのが提案事項、以上でございます。

6番、報告事項に移りたいと思います。

事務局からお願いします。

事務局。

奥山室長 資料14ページをごらんいただきたいと思います。まちづくり委員会の報告会の概要について。まちづくり委員会に対する新町建設計画報告会の開催概要は、以下のとおりでありました。

前回は継続審議となりましたので、改めて説明をさせていただきたいと思います。1月13日の午後7時から9時までということで、プラザ西伯の方で行いました。

参加委員数は99名のうち20名でございまして、西伯町14名、会見町6名ということでございます。

協議会委員さんにつきましては6名の方に御出席いただきました。その他職員、専門部会の部会長が多数出席いたしたところでございます。

当日の配付資料といたしましては、まちづくり計画と略本といいますが、抜き書き、一部を抜粋したものをお配りしまして説明したところでございます。

まず第1に、まちづくり計画の報告でございましたが、これには財政計画も同じく併せて説明いたしまして、4人の方から質問なり意見なり要望がございました。

主な内容であります、コミュニティバスなどの公共交通についてはどうなっとなるかということですが、広く使えるように検討中であるというような答弁をしたところでございます。

さらに、年度の後半に施設の改築計画、温泉とか文化センターのことがほとんどでありまして、ちょっと事業多いなというような意見が出ておりました。

また、そのほかには、学校教育の中に平和教育を追加、検討してほしいというような要望もございました。

一応まちづくり委員会については以上でございまして、この後、皆様方にはまだ提案をしておりませんが、まちづくり委員会の今後の進め方ということで第2ステージの展開ということで説明をいたしました。協議会の方には次回の協議会に要綱等をつくりまして報告を、提案をさせていただきたいと思っております。予定といたしましては募集を2月中、今のまちづくり委員の方の希望者、また意欲のある町民の方をあわせていきたいということで、3月中には今後のまちづくり、新町の住民参画のあり方につきまして検討していただいて、4月から9月の末日までに協議検討していただきまして協議会の方に報告していただくというような流れでございまして、これにつきましては具体的な規模とか方針とかありましたら、先ほど申し上げましたように、協議会等に提案させていただきたいということで、まちづくり委員の皆様には引き続き第2ステージもご参画をお願いしたいということをお願いいたします。以上でございます。

坂本会長 それぞれの報告がございましたが、ご質疑はございませんか。

橋谷委員。

橋谷委員 まちづくり委員会が実質的には大変低迷でして、参加されなかった方もたくさんあったと聞いております。そういう中で引き続きということですが、やっぱり再度確認して、本当に参加していただける方でないとまたせっかくのこの第2ステージも機能しないと思いますので、ちょっとそこあたりをきちんとしていただきたいと思います。

坂本会長 何か考えがありますか。

事務局。

桐林次長 まちづくり委員の皆様につきましては第2ステージへの参加の意向をあらかじめ確認させていただいた上で、一般の方といたしますか、その他の方の委員の募集をするというような流れを考えています。

坂本会長 確認の上でね。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、報告事項については以上で終わりたいと思います。

7番に移りたいと思います。今後の協議会開催日程について議題といたします。

奥山室長 住民説明会の概要が。

坂本会長 住民説明会の概要についてが一つ落ちておりました。申しわけございません。事務局からお願いします。

奥山室長 報告事項の第2号でございますが、住民説明会の概要につきまして、3日間行いまして、1月19日、1月21日、1月22日ということで、西伯町のふるさと交流センター、プラザ西伯、会見町の総合福祉センターの3会場それぞれ行いまして、合わせて68名の参加がありました。その中には2会場に来られた方もございます。

内容であります。財政計画の中身等、またまちづくり計画の基本方針等につきましてそれぞれ意見なり質問なりがございました。また、住民説明会の例えばこの3会場は少ないではないかというような、夜以外も考えてほしいというような御意見等もございました。簡単ですが、以上です。

坂本会長 住民説明会の概要について、何か御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、以上で報告事項を終えまして、7番の今後の協議会の開催日程についてをお諮りしたいと思います。一応21回会議は2月の10日ということになっておりますけれども、本日の協議の経過を踏まえまして臨時でも開催しなければいけないと思いますが、31日土曜日の午後ということではいかがでございましょうか。31日はちょっと1人御都合が悪い人があります。大事な決定事項ですから全員そろわんとおもしろくないと思います。

2月2日という声がありますが、いかがですか。

福田委員、1日じゅういけんかな。

福田委員 1月31日はね。この辺じゃなしに中部に行きますんで。

坂本会長 行かないけんか。いや、6時ごろからでもええけど。

福田委員 晩かな。11時ごろからの会ですけん、戻れえと思いますがな。

坂本会長 31日の6時ごろからなら福田委員はええって言うておられますけど。だめですか。ならこれ31日はだめ。

なら2月1日日曜日。1日は御都合が悪い人がございました。

2日月曜日。オーケーですか。いや、それはもうええということになりゃ、あとは皆さんがお決めください。午前中がいいですか。なら午前中やりましょうか。

そういたしますと2月の2日10時。恐れ入りますが、場所はここでええですか。

桐林次長 会長、場所については、ちょっと一応確認させていただいてからがいいです。

坂本会長 何。

桐林次長 会があるかもしれませんので、確認させていただいてからが。

坂本会長 最優先で。

桐林次長 会場とれます。あいております。

坂本会長 そういたしますとこれ臨時の協議会ということになるとと思いますが、2月2日月曜日午前10時から、場所はこの西伯町役場の会議室ということで進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

その後の日程につきましては、21回会議、22回会議それぞれそこに掲げてありますが、この日程で御確認をいただきたいと思います。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと8番、その他。

事務局から何かありますか。

事務局。

奥山室長 合併協定の調印式であります、先ほど会長の方からおっしゃいましたけど、現在の状況であります、合併協定の調印式であります、2月の26日、時間は未定でございます。プラザ西伯において行いたいというふうに思っております、内容等につきましては現在詰めておるところでございます、今度の2月の10日の協議会には報告といたしますか、お知らせいたしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしいと思います。以上でございます。

坂本会長 合併協定の調印式を2月26日、時間は未定でございますけども、知事さん

も都合をつけるということを一応言っていたいておりますので、予定させていただくということで御確認をいただきたいと思います。

皆様方の方でこの際ございませんか。

ないようでございますので、そういたしますと三鴨副会長さんのご挨拶をいただきながら閉会にしたいと思います。よろしく申し上げます。

三鴨副会長 今日とは時間超過し、また熱心な御審議ありがとうございました。

町長執務場所、かなり時間食っておりますけども、今日の坂本会長のまとめ、これにほぼ理解をしたということでありますんで、一歩、二歩前進したのかなと思います。将来にわたっての問題でありますので、お互いが相手の立場になりながらいい結果が出ますことを願っておるところであります。

まだまだ寒い日が続きます。体には十分気をつけていただきまして立派な合併ができますことを目指してまいりたいと思います。今日は本当に長時間ありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

(閉会 17時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員